



障発0318第6号
平成22年3月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



小腸の機能障害の身体障害認定基準における推定エネルギー必要量の改定について

小腸の機能障害の身体障害認定基準における推定エネルギー必要量については、「日本人の食事摂取基準の策定について」（平成16年12月28日健発第1228001号厚生労働省健康局長通知）により取り扱っているところであるが、今般、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」が策定され、平成22年4月1日から適用されることに伴い、健康増進法（平成14年法律第103号）第30条の2第1項の規定に基づき「食事による栄養摂取量の基準」（平成21年厚生労働省告示第407号）が改正されたことを受けて、下記のとおり改定することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

別紙「身体障害認定基準」の「第2 個別事項」の「五 内臓の機能障害」の「5 小腸の機能障害」に規定する推定エネルギー必要量（表1）を、別添のとおり改定する。

(別 添)

(表1) 日本人の推定エネルギー必要量

年齢 (歳)	エネルギー (k c a l /日)	
	男	女
0～5 (月)	550	500
6～8 (月)	650	600
9～11 (月)	700	650
1～2	1,000	900
3～5	1,300	1,250
6～7	1,350	1,250
8～9	1,600	1,500
10～11	1,950	1,750
12～14	2,200	2,000
15～17	2,450	2,000
18～29	2,250	1,700
30～49	2,300	1,750
50～69	2,100	1,650
70以上	1,850	1,450

「食事による栄養摂取量の基準」(平成21年厚生労働省告示第407号)